

電子申請をご利用ください

電子申請の対象となる届出

1 KPFD 様式 (CSV データ) による届出

資格取得届、資格喪失届、算定基礎届*、月額変更届*、賞与支払届*

*特定法人（資本金 1 億円を超える大規模事業所）は、3 届出の電子申請による届出が義務化されています。また、電子申請の義務化は各特定法人の事業年度から適用され、社会保険労務士や社会保険労務士法人が、義務化の対象となる法人に代わって手続きを行う場合も含まれます。

2 その他

次の届出については、従来どおりの届出方法にてご申請ください。電子申請による届出の受理が可能となった際には、改めてお知らせいたします。

- 被扶養者(異動)届
- 産前産後休業取得者申出書/変更(終了)届
- 産前産後休業終了時報酬月額変更届
- 育児休業等取得者申出書(新規・延長)/終了届
- 育児休業等終了時報酬月額変更届
- 介護保険適用除外等該当・非該当届

電子申請の仕組みについて



◆事業主(社労士含む)の皆さまは、民間サービス事業者が提供するサービス(例:申請APIと連携する人事・給与システム)を利用して、電子申請を行います。

※日本年金機構の届書作成プログラムから直接申請することはできません。

※手続きの詳細は人事・給与システムごとに異なりますので、ご利用のシステムベンダーにお問い合わせください(一手続きの容量については、30MBが上限となります)。

◆事業主の皆さまが電子申請される際は、法人共通認証基盤による資格情報確認により申請者の確認を行いますので、事前にGビズIDの取得をお願いいたします。

問合せ

東京実業健康保険組合 本部 適用課 TEL 03-3663-1361(代) 城西支部 適用係 TEL 03-3342-8821(代)
城南支部 適用係 TEL 03-5537-2400(代) 城北支部 適用係 TEL 03-3980-1501(代)